

# リーグ戦安定開催融資規程に関する特則

## 第1条〔目的〕

本特則は、Ｊリーグ規約第27条の2の定めに従い、同第27条に基づくリーグ戦安定開催融資制度の時限的特則としての融資制度（以下「本特則制度」という）について定める。

## 第2条〔本特則制度の趣旨〕

本特則制度は、新型コロナウイルス感染症による影響で経営難に陥ったＪクラブの資金繰りを支援し、もってＪリーグ規約第40条第1項各号に定める各大会を無事に実施する目的で、ＪリーグがＪクラブに融資（以下「制度融資」という）を行うものである。

## 第3条〔原資〕

制度融資の原資は、理事会の承認によりこれを決定するものとする。

## 第4条〔融資限度額〕

制度融資の金額は、申請時点における当該Ｊクラブの所属リーグに応じ、原則として以下の金額を上限とする。

- ① Ｊ1クラブ：3.5億円
- ② Ｊ2クラブ：1.5億円
- ③ Ｊ3クラブ：3,000万円

## 第5条〔融資可能期間〕

- (1) Ｊリーグは、2020年7月31日から2022年1月31日までの期間に限り、本特則制度に基づく融資を実行することができる。なお、融資の実行は、原則として、毎月末日（指定金融機関が休業日の場合は前営業日）に行うものとする。
- (2) 制度融資にかかる最終返済期日は、融資実行日が2020年7月31日から2021年1月31日の場合は2024年1月31日、融資実行日が2021年2月1日から2022年1月31日の場合は2025年1月31日とする。返済方法および返済スケジュール（期日前返済の可否を含む。）は、第8条第1項に基づき、理事会が決定する。

## 第6条〔申請〕

制度融資を希望するＪクラブは、以下の資料を提出のうえ、融資実行を希望する日の前月末日までに、Ｊリーグに融資の審査を申し込むものとする。

- ① Ｊクラブが作成した「融資申込書」。なお、融資申込書には、以下の内容が含まれていなければならない
  - イ. 融資申請額
  - ロ. 申請理由（新型コロナウイルス感染症の影響により経営難に陥ったことおよび資金繰りに融資申請額が必要となること等を含むものとする）

- ② 申請日が属する融資申請Ｊクラブの事業年度の決算見込み（予想損益計算書および予想貸借対照表）
- ③ 返済計画および資金繰り表
- ④ 借入期間中の事業計画書
- ⑤ 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について審議・決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの）
- ⑥ その他Ｊリーグが個別に指定する、融資申請Ｊクラブの財務状況を説明する資料

#### 第7条〔担保および利息の設定〕

- (1) 制度融資の実行にあたって、担保の提供は不要とする。
- (2) 制度融資の利息は、融資決定日の市中金利（制度融資の原資として第3条に基づきＪリーグが金融機関から借入れをする場合、当該借入金利を含む）を参考として理事会が決定する。

#### 第8条〔審査と決定〕

- (1) 制度融資を申請したＪクラブへの融資実行の可否および融資条件は、Ｊリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。
- (2) 前項に定める調査の過程において、Ｊリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

#### 第9条〔融資実行後のＪクラブの管理〕

- (1) Ｊリーグは、前条に基づき融資が決定したＪクラブを、融資実行日から「予算管理団体」に指定し、最終返済期日までの間、当該Ｊクラブを一定の管理下に置く。
- (2) 当該Ｊクラブに対する管理の内容は、Ｊリーグが別途決定する。

#### 第10条〔返済できなかった場合の措置〕

- (1) 制度融資を受けたＪクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日に融資を返済するものとする。
- (2) 制度融資を受けたＪクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日に融資を返済できなかった場合、当該Ｊクラブに対しては、その原因および金額を勘案して理事会が措置を決定する。

#### 第11条〔改正〕

本特則の改正は、理事会の承認によりこれを行う。

#### 第12条〔施行〕

本特則は、2020年6月23日から施行する。

#### 第13条〔本特則の失効〕

本特則は、2022年1月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした制度融資に対しては、本特則は、その時以後も、なおその効力を有する。